

# 伊予守藤原為任

——三條天皇・藤原道長と受領——

寺内 浩

## はじめに

藤原為任は、大納言藤原濟時の男で、弁官・藏人を経て、三條朝の長和三年（一〇一四）伊予守になった。伊予は大國で、受領収入が多いため、当時は天皇や摂関と關係の深い者が多く任じられていた<sup>①</sup>。従って、一般の受領にとつては伊予守になることは決して容易なことではなかったのだが、為任は三條天皇の皇后城子の兄弟で、皇后宮亮となっており、こうしたことから伊予守に任じられたと考えられる。

ところで、三條朝における天皇と左大臣藤原道長との確執は有名であり、人事など多くの面で両者が対立した。道長と天皇は叔父と甥の關係にあつたが、皇后城子の立后の日に道長が女の中宮妍子の入内を強行して立后を妨害するなど、両者は終始險惡な關係にあつた<sup>②</sup>。そして、最終的には外孫の皇太子敦成親王（後の後一條天皇）の即位を急ぐ道長のために三條天皇が眼病の悪化もあつて讓位に追い込まれたことは周知の通りである<sup>③</sup>。

このように三條朝においては天皇と道長が対立・緊張關係にあり、これまでの多くの研究でもそうしたことが強調

されているのだが、両者がどの程度政治権力を有していたかについての具体的な分析はあまりなされてはいないように思われる。そこで、以下では、受領人事を中心にこの問題について考察を加えてみたい。前稿で述べたように、当時の受領人事は権力者の意向に左右されることが多く、従って、受領人事を考察することにより、当時の政治権力の一端を伺い知ることができると思われるからである。

## 一

藤原為任の父済時は左大臣師尹の男で、天祿元年（九七〇）に参議となり、のち大納言に至ったが、長徳元年（九九五）に没した。その女臈子は天祿三年に生まれ、正暦二年（九九一）東宮居貞親王と結婚し、その間には小一条院敦明親王・敦儀親王・敦平親王などが生まれている。この他済時の子には通任がいる。通任は天延元年（九七三）生まれで、侍従・右少将・東宮亮などを経て、三条天皇即位により藏人頭となり、のち参議から権中納言に至っている。寛弘八年（一〇一一）六月、一条天皇の讓位により東宮居貞親王が即位して三条天皇となったが、母で道長の姉にあたる超子とは天皇が七才の時に死別し、父冷泉上皇も即位直後に死去した。そして、臈子の父済時もすでになく、天皇には有力な後見者がいなかった。一方、左大臣道長は天皇の叔父にあたるが、その娘彰子が生んだ敦成親王を東宮に立て、外孫を早く即位させるために三条天皇に圧力をかけ、そのため両者の間に軋轢が生じたことは前述の通りである。公卿の多くも道長に従い、臈子立后と中宮妍子の入内が同日に行われた時には、立后儀に参じたのは実資・懷平・隆家・通任の四人のみという有様であった。<sup>3)</sup>

為任はこうした政治状況のなかで長和三年正月に伊予守となるのだが、臈子の兄弟で皇后宮亮であることに配慮し

た三条天皇による人事であったことは明白である。と同時に、この任官は道長の意向に反したものであったと推測される。

『小右記』長和元年六月一七日条に次のような記述がある。

(前略) 一日左府有落書云々、民部大輔為任以陰陽師五人令呪咀之由云々、其事在和泉国之琛保方宿祢知行云々(後略)。

道長はこの月の初めから病の床につき、一旦回復したものの再発し、一五日には一上のことを右大臣顕光に執行させる事態となっていたのだが、こうしたなかで為任による呪詛事件が発覚するのである。事件の真偽やその後の経過は不明だが、三条天皇と道長の対立がその背景にあったことは間違いないであろう。『小右記』同二〇日条には、道長の病を喜ぶ公卿として、道綱、実資、隆家、懐平、通任の五人の名が挙げられ、これは四月の城子の立后儀に加わったためであろう、と記されているが、これも道長が城子兄弟を敵対視していたことを示すものである。

為任と道長の対立は、為任の伊予守就任後の長和三年一月に再び表面化する。この月東宮敦成親王の御読書始が行われたのだが、道長は御博士に腹心で四位博士の前伊予守藤原広業をあてる予定であった。ところが、伊予守為任は不与解由状の不提出という妨害を行い、そのため道長はやむなく御博士を五位博士の大江挙周に変更せざるをえなくなったのである。この間の事情及び道長の為任に対する怨恨が尋常でなかった様子を『小右記』は次のように記している。

(前略) 初定以式部大輔広業可為御博士、而未関本任放還、伊予仍左府以権大納言書、令送新司為任許、只奉解由、其後被遣使者、被召不与状、不承従、仍以挙周為御博士、昨今相府云、東宮御書始、為身之無極大事、触宮之巨細事、已欲粉身、而挙周雖為學士、身為五品、仍以広業可為御博士、



このうち三条天皇の意向による受領人事である可能性が高いものとして、為任の他に藤原朝元（和泉）、源保任（甲斐）、源忠貞（因幡）、紀致頼（伯耆）の四人を挙げることができる。

藤原朝元は三条天皇の即位時に六位藏人となり、叙爵後長和四年に和泉守となった。その後、長元元年（一〇二八）九月の摂津守の除目で申文を提出したが撰ばれず、翌年正月によく陸奥守に任じられた。朝元の父実方は師尹の孫であるが、父定時が早逝したため叔父の濟時の養子となっている。従って、三条皇后城子は朝元の叔母にあたり、こうしたことから三条天皇の藏人に任じられたのであろう。なお、男の師経は小一条院判官代になっている。

源保任は長和二年正月に五位藏人となり、翌年甲斐守に任じられている。その後、万寿三年（一〇二六）に美作守、長元九年には讃岐守とみえている。彼は三条天皇の乳母子であり、五位藏人になった時、道長は「乳母子徳敷」と記している。

源忠貞は三条天皇即位時に六位藏人となり、叙爵後長和元年に因幡守となった。『小右記』長和四年二月二五日条には「主上被仰因幡守忠貞延任事、其仰尤切云々」とあり、讓位直前に三条天皇が忠貞の延任を道長に要請している。忠貞は敦明親王の東宮大進もつとめている。忠貞は源致治の男だが、平惟仲の養子となっている。平惟仲は三条天皇の父冷泉天皇の藏人から、讓位後は院判官代となっており、忠貞が三条天皇の藏人になったのはこうした関係からであろう。

紀致頼は正暦四年正月に東宮藏人となっており、三条天皇には東宮時代から仕えていた。そして、三条天皇即位とともに六位藏人になり、叙爵の後長和二年に伯耆守に任じられている。

藤原朝元、源保任、源忠貞、紀致頼の四人についてみてきたが、いずれも即位以前から三条天皇と関係のあった者であり、受領に任じられるにあたっては三条天皇の力が大きく働いていたと推測される。ただし、藤原朝元、源忠貞、

紀致頼の三人は六位藏人から叙爵後受領になっており、彼らは藏人巡による受領任官とも考えられる。そこで、一条・三条朝の六位藏人が受領になるまでに何年を要したかを調べたものが表2である。<sup>⑬</sup>

これによると、藤原朝元、源忠貞、紀致頼の三人は藏人を辞した後三年、一年、二年で受領になったのに対し、ほとんどの六位藏人は受領に任じられるまでには相当の期間を要していたことがわかる。もちろん、なかには短期間で受領になった者もいるが、彼らについて調べてみると、ほとんどが道長など有力者の関係者であったことが知られる。<sup>⑭</sup> 故に、藤原朝元、源忠貞、紀致頼の受領任官が藏人巡によるものか否かは不明だが、いずれにせよ受領になるまでの期間の短さは彼らの受領任官が三条天皇の意向によるものであったことを示している。<sup>⑮</sup>

以上、三条天皇主導の受領人事がいくつかがみられることを指摘したが、次の摂津守をめぐる三条天皇と道長の対立も三条天皇が自己の意志を押し通した事例といえよう。

(前略) 右金吾<sup>懷</sup>、密々云、勅語云、大将為<sup>レ</sup>吾有用意之人也、仍所<sup>ニ</sup>相示<sup>一</sup>也、撰津守佐光可<sup>ニ</sup>辞退<sup>一</sup>云々、以<sup>ニ</sup>右

表 2

氏名	期間
直澄	7年
兼景	5年
伊知輔	6年
遠藤	8年
脩理	5年
通政	8年
義経	10年
義政	10年
経公	18年
弘通	10年
光隆	5年
光弘	9年
通業	9年
正尹	8年
貞隆	10年
隆隆	16年
光佐	15年
任輔	13年
光周	3年
政業	16年
任国	7年
順通	11年
信敏	1年
信敏	9年
信敏	14年
信敏	8年
信敏	10年
信敏	6年
信敏	3年
信敏	1年
信敏	13年
信敏	8年
信敏	3年

馬頭頼親<sup>二</sup>可<sup>レ</sup>任之由左大臣可<sup>レ</sup>挙云々、頼親者住<sup>レ</sup>彼国<sup>一</sup>、所領太多、如<sup>レ</sup>土人<sup>一</sup>、先年大宮院御時、以<sup>レ</sup>維衡被<sup>レ</sup>任伊勢守<sup>一</sup>、依<sup>レ</sup>彼国之住人<sup>一</sup>停<sup>レ</sup>任、左大臣彼時大謗、吾為<sup>レ</sup>儲式<sup>一</sup>之間、而以<sup>レ</sup>頼親<sup>一</sup>挙<sup>レ</sup>撰津守<sup>一</sup>、相<sup>レ</sup>同維衡事<sup>一</sup>、若<sup>レ</sup>挙<sup>レ</sup>頼親<sup>一</sup>、欲<sup>レ</sup>仰<sup>レ</sup>此趣<sup>一</sup>、抑聞<sup>レ</sup>大将之奏報<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>仰也者、奏<sup>レ</sup>仰旨尤道理由<sup>一</sup>、其次少々事令<sup>レ</sup>加奏<sup>一</sup>了<sup>一</sup>（後略<sup>⑬</sup>）。

道長がかつて平維衡の伊勢守任官を「彼国之住人」という理由で反対したにも関わらず、今回は「住<sup>レ</sup>彼国<sup>一</sup>、所領太多、如<sup>レ</sup>土人<sup>一</sup>」の源頼親を撰津守にしようとして、それに反対する三条天皇と対立したのだが、結局頼親は撰津守になっておらず、最終的には道長が自己の意見を撤回したわけである。

このように三条天皇は自己の意向を反映させた受領人事をそれなりに行っていたといえよう。三条天皇は受領人事に関しては一程度の権力行使をしていたのである。

## 二

前節では三条天皇主導の受領人事について述べたが、その一方で三条朝には道長主導の受領人事もみられる。表1にみえる藤原保昌（大和）、藤原佐光（撰津）、藤原惟憲（近江）、藤原公則（信濃）、橘為義（但馬）、源济政（讃岐）がそれである。前稿で道長がその家司を多くの国の受領に任じていたことを述べたが、彼らはいずれも道長の家司<sup>⑭</sup>であり、三条朝においてもそうしたことはみられるのである。

彼らが道長の意向により受領となったことは再任までの期間の短さに示されている。藤原公則は初任だが、他は皆旧吏であり、それぞれの今回の再任までの年限を調べると、藤原保昌は三年、藤原佐光は四年、藤原惟憲は三年、橘為義は二年、源济政は二年となる。当時受領任官希望者は非常に多く、「受領者一生一度之官采也<sup>⑮</sup>」といわれ、任期



が大きき力を有していたことを示すものであろう。また、後者からは鎮守府將軍の人事も同様であったことがわかる。

### 三

三条朝の受領人事において天皇と道長がどのような権力関係にあったかについてみてきたが、ともに一定数の自己の關係者を受領に任じており、受領人事ではどちらかが一方的に主導権を握っていたのではないことが明らかになったように思う。同様のことは公卿その他の人事についてもいえそうである。

長和二年六月、三条天皇は教通の任中納言にあわせて「久候<sub>三</sub>宮司、年老」の懷平を權中納言にすることを道長に諮った。これに対し道長は「中納言七人例所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>聞」と反対したが、天皇はなお懷平の任權中納言にこだわった。そこで道長は頼通も權大納言にすることを提案し、天皇もこれを了承した。<sup>24</sup>天皇が道長の反対を押しつけて懷平を權中納言に任じたわけだが、道長はその日の日記に「今日有<sub>三</sub>面目」と記しており、道長にとっても頼通の任權大納言は大きな成果だったようである。

長和三年二月、内大臣公季が左大將を辞す替わりに男の実成を中納言に、そして頼通を左大將にしたいとの奏聞が道長からあったが、天皇はこれに反対した。<sup>25</sup>この人事は道長が准撰政となった直後の除目でようやく実現しているの<sup>26</sup>で、それまで天皇は拒否の姿勢を貫いたようである。

長和三年二月二十六日、慶田が天台座主に補任された。道長は慶田を「大僧正慶田為<sub>レ</sub>吾大不遜者也、如<sub>レ</sub>讎敵」として反対し、院源を任ずるよう「懇奏」した。<sup>27</sup>しかし、天皇は慶田を指名し、道長もそれに従った。<sup>28</sup>これに対し、道長主導の人事としては次のようなものがある。

長和三年正月、頼宗を中納言に、能信を三位にという話がもちあがり、三月に道長が「以頼宗可任中納言」との「懇奏」を行い、頼宗が権中納言に任じられた<sup>30</sup>。また、能信は六月の土御門第行幸時に従三位に叙された<sup>31</sup>。こうした人事について実資は、「大中納言員数多過、今又加任言外事也」、「不足言、又不足言、乱代之又乱代、上達部員数似無涯岸」、「本位従四位上、今叙従三位」、越階也、左大臣子多越階、未知其故」と非難を加えている<sup>32</sup>。

長和三年五月二四日に造内裏定が行われた。道長は頼通等を行事別当にしたいと考えていたが、懐平もそれを望んでおり、天皇も懐平を支持していた。ところが、道長の申し入れにより、当日別当に任じられたのは教通・兼隆・公信の三人であった。このことについて実資は次のように記している。

(前略) 日来以右衛門督懐、可別当之由、主上頻有仰事云々、而忽依相府申、被定他人、軽々日倍、満座側目、蒙綸言之人、還為摧折之謀、抑造宮者天下重事、豈如此之、而拙撰年少之卿相三人被定件別當、極不便事也、知物意之人々、或以耳語、或以傾歎、天下之事、於今何為、大悲之代(後略)<sup>33</sup>。

このように、受領以外でも天皇と道長は一定度は自己の意図通りの人事を行っており、どちらか一方が圧倒的に力を持っていたのではなかったのである。

## おわりに

以上、三条朝における天皇と道長の政治権力のあり方についてみてきたが、三条天皇は為任の伊予守任官をはじめとして自己の関係者を何人も受領に任じており、受領人事においては一定度の権力行使をしていたことが明らかに

ったといえよう。『小右記』には、「弥知<sup>(1)</sup>王道弱臣威強」、「至弱臣強之間、似無朝威」、「強乖叡慮、王化之薄歟、甚以歎息、施張<sup>(2)</sup>只懸<sup>(3)</sup>執權臣之心」（中略）、万人背<sup>(4)</sup>善從<sup>(5)</sup>惡、侮主敬<sup>(6)</sup>臣」など、天皇の無力さを嘆く記述が目立つが、これは記主実資が三条天皇に近く、道長の政治の進め方に批判的であった故であり、これをそのまま受け取ることはできない。三条朝においては、天皇と道長はともに他を庄倒するような力を持っておらず、それ故に両者は厳しい対立を続けたのである。

## 註

- (1) 拙稿「摂関期の受領考課制度」(『日本国家の史的特質 古代中世』、思文閣出版、一九九七年)。以下、前稿という場合にはいずれもこの論文を指すものとする。
- (2) 『小右記』長和元年四月二十七日条。その他、同四月一六日条には、三条天皇が「左大臣為<sup>(1)</sup>我無礼尤甚、此二兩日寢食不<sup>(2)</sup>例、頗有<sup>(3)</sup>愁思、必被<sup>(4)</sup>天責<sup>(5)</sup>歟」と述べたとある。
- (3) 三条朝における天皇と道長の関係について論じたものとしては、北山茂夫『藤原道長』(岩波書店、一九七〇年)、山中裕『藤原道長』(教育社、一九八八年)、加納重文「三条天皇」(『講座平安文学論究』第七輯、風間書房、一九九〇年)、元木泰雄「三条朝の藤原道長」(同『院政期政治史研究』所収、思文閣出版、一九九六年、初出は一九九一年)などがある。
- (4) 『小右記』長和元年四月二十七日条。
- (5) 『小右記』長和三年一月二十八日条。
- (6) 表の作成及び以下における受領の氏名、任国、任期などの調査にあたっては、宮崎康充『国司補任』第四(統群書類従完成

会、一九九〇年）を参照した。

(7) 一条・三条朝の蔵人の氏名、任期などについては、市川久『蔵人補任』（統群書類従完成会、一九八九年）を参照した。

(8) 『小右記』長元元年九月二八日条。

(9) 『栄花物語』巻第一。

(10) 『尊卑分脈』。

(11) 『御堂関白記』長和二年正月一五日条。

(12) 『小右記』長和五年二月一九日条。

(13) 『尊卑分脈』。

(14) 『権記』正暦四年正月九日条。

(15) この他、三条天皇の関係者としては源頼光（美濃）と大江景理（備前）がいる。源頼光は、三条天皇の坊官で（『権記』長保二年二月三日条、同寛弘八年四月一八日条）、三条朝に内蔵頭をつとめ（『小右記』長和四年閏六月二日条）、後には三条院別当になっている（『小右記』長和五年正月二九日条）。また、大江景理は、三条天皇の坊官で（『権記』長保二年二月二日条）、三条天皇即位後は蔵人、内蔵権頭になっている（『御堂関白記』長和元年二月一六日条）。しかしその一方で、源頼光は「相親左府之人々」といわれ（『小右記』長和元年六月二九日条）、道長の新造土御門第の調度品一切を献上するなど（『小右記』寛仁二年六月二〇日条）、道長に多大の奉仕を行っていたことは有名である。また、大江景理も道長の土御門第の火事見舞いに駆け付け（『御堂関白記』長和五年八月八日条）、道長第法華卅講に布施料絹を献じ（『御堂関白記』寛仁元年五月二五日条）、また敦明親王の坊官を忌避するなど（『小右記』長和五年正月二六日条）、道長にも近い立場にあったようである。従って、源頼光と大江景理については必ずしも三条天皇主導の受領人事であったとはいえないように思われる。

(16) 表の作成にあたっては、『藏人補任』『国司補任』第四を参照した。なお、藏人を辞めた年が不明の者は、藏人として最後に見える年からの年数。

(17) 橘則隆は、敦成親王家司別当(『御産部類記』、同東宮大進(『小右記』寛弘八年八月一日条)、中宮(威子)亮(『小右記』寛仁二年一〇月一六日条)をつとめ、また『権記』長保四年七月一九日条には道長の使者とみえ、道長の側近であった。藤原惟任は一条院判官代。また、彰子の乳母子で、『栄花物語』卷第三六、『尊卑分脈』、上東門院判官代(『左経記』長元四年正月一日条)。藤原登任は、『御堂関白記』寛弘八年二月一〇日条に東宮殿上とみえ、六位藏人を経て、三条院判官代となる。後には教通の家司になる(『扶桑略記』長久二年二月一九日条)。また、『栄花物語』卷第一六には、登任は東宮(敦良親王)亮で、その妻典侍は三条中宮妍子の乳母とある。藤原隆佐は元東宮藏人で、三条院判官代の時に伯耆守となつたのは、「三条院御給」によるとある(『公卿補任』)。また、敦成親王家侍者(『御堂関白記』寛弘五年一〇月一七日条)、東宮(敦良親王)大進(『公卿補任』)とみえ、頼通家司(別表)でもあつた。高階業敏の父業遠は東宮(居貞親王)権亮(『権記』寛弘七年四月一日条)。業敏が三条天皇の藏人になつたのはこうした関係からであろう。一方、業遠は「相親左府之人々」(『小右記』長和元年六月二九日条)「大殿無双者」(『小右記』寛仁二年二月七日条)といわれ、道長の側近でもあつた。業敏も頼通家司となつている。業敏は肥前守任官の直後に長門守に遷るが、そのことについて『小右記』長和五年四月二八日条には「正月除目業敏任肥前、而以業敏被任長門、似任意、如何」とあり、道長の恣意的な人事であつたことがわかる。

(18) なお、当時は受領の収入が国により大きく違つていたが、彼らの任国にはその前後に源経頼、藤原章信、藤原能通、藤原惟憲、藤原庶政、藤原隆佐、藤原資頼など、道長の家司や道長に近い立場の者が数多く受領になつており、後述する道長の家司受領の任国とさほど違いはなかつたといえよう。

(19) 『小右記』長和三年二月一六日条。

- (20) 道長及び頼通の家司については別表を参照されたい。なお別表は、佐藤堅一「封建的主従制の源流に関する一試論」(『初期封建制の研究』、吉川弘文館、一九六四年)、柴田房子「家司受領」(『史窓』二八、一九七〇年)、玉井力「道長時代の藏人に關する覚書」(『日本古代の社会と經濟』下巻、吉川弘文館、一九七八年)、及び当該期の諸史料などにより作成した。
- (21) 『本朝文粹』卷六(天延二年二月一七日申文)。
- (22) 『本朝統文粹』卷六(寛仁四年正月一五日申文)。なお、大江時棟はこの年の九月に出羽守になっている。
- (23) 『御堂関白記』寛弘五年一〇月一七日条。なお、知光は三条天皇の東宮大進でもあった(『御堂関白記』同日条)。
- (24) 『御堂関白記』長和二年六月二三日条。なお、『小右記』同日条には、「大納言五人例一切不聞事也」とある。
- (25) 『小右記』長和三年二月三日条。
- (26) 『御堂関白記』長和四年一〇月二七日条。
- (27) 『小右記』長和三年一月六日条。
- (28) 『小右記』長和三年二月二六日条。
- (29) 『小右記』長和三年正月一七日条。
- (30) 『小右記』長和三年三月二五日条、同二八日条。
- (31) 『小右記』長和三年五月一六日条。
- (32) 『小右記』長和三年正月一七日条、同三月二五日条、同五月一六日条。
- (33) 『小右記』長和三年二月一八日条。
- (34) 『小右記』長和三年五月二四日条。
- (35) 『小右記』長和元年四月二八日条、同元年八月七日条、同三年一月二日条。

別表 道長・頼通家司表

①道長

氏名	家政職員(典拠)
藤原惟憲	家司〔御堂〕長和2・9・16)
橘為義	家司〔御堂〕長和4・9・20)
菅原為職	家司〔御堂〕寛仁2・2・3)
藤原季随	家司〔御堂〕寛弘5・10・16)
凡吉光	出納〔小右記〕長和1・6・29)
藤原公則	家司〔御堂〕寛仁2・2・3)
藤原広業	家司〔小右記〕万寿4・12・14)
良岑行政	家令〔小右記〕寛仁2・10・22)
源高雅	家司カ〔御堂〕寛弘6・8・28)
語高世	從〔御堂〕長和4・7・15)
多米国平	家司〔御堂〕長和4・9・20)
藤原佐光	地子所家司〔御堂〕長和1・2・5)
藤原資頼	家司〔御堂〕長和4・9・20)
藤原師範	家司〔御堂〕寛仁2・2・3)

多治比守忠	家司〔小右記〕長和5・6・2)
秀俊	厩別当〔御堂〕寛弘1・3・22)
平重義	家司〔御堂〕長和4・9・20)
藤原濟家	家司〔御堂〕寛仁2・10・22)
源濟政	家司カ〔小右記〕万寿2・9・7)
藤原泰通	家司〔御堂〕寛仁2・10・22)
藤原知章	家司〔小右記〕長和1・5・24)
秦貞澄	知家事〔御堂〕長和4・7・15)
菅原典雅	家司〔御堂〕長和4・9・20)
藤原能通	家司カ〔小右記〕万寿2・2・21)
甘南備保資	家司〔御堂〕長和4・9・20)
藤原保昌	家司〔御堂〕寛弘8・8・11)
藤原輔公	隨身所別当〔御堂〕寛弘1・3・22)
藤原方正	家司〔御堂〕寛仁2・10・22)
但波奉親	家司カ〔御堂〕寛弘7・11・28)
平理義	家司カ〔小右記〕治安3・11・10)

伊予守藤原為任―三条天皇・藤原道長と受領―

氏名	家政職員(典拠)
橘 為仲	職事『康平記』5・1・10)
豊原 為長	下家司『栄花物語』巻第30)
橘 義通	職事『定家朝臣記』天喜4・2・22)
高階 業敏	家司『春記』永承3・3・3)
藤原 公業	侍所職事『小右記』寛仁4・10・7)
藤原 行房	職事『康平記』康平5・8・29)
藤原 資良	家司『康平記』康平5・8・29)
師 経	家司『康平記』4・12・27)
中原 師任	家司『地下家伝』)
大江 時棟	家司カ『古事談』巻6-37)
藤原 実綱	家司『康平記』康平5・8・29)

藤原 俊経	職事『康平記』康平5・8・29)
藤原 庶政	上家司『栄花物語』巻第30)
御野 信光	案主『範圍記』永承3・10・11)
藤原 知章	家司『十訓抄』第1)
惟宗 忠方	家司『春記』永承3・3・3)
平 定家	家司『康平記』5・8・29)
藤原 範永	家司『定家朝臣記』天喜4・2・22)
平 範国	家司カ『古事談』巻6-37)
藤原 邦恒	家司『春記』永承3・3・3)
源 頼家	職事『康平記』5・1・10)
息長 利	知家事『範圍記』永承3・10・11)
藤原 隆佐	家司『康平記』康平3・11・26)
藤原 良綱	職事『康平記』康平5・8・29)